

**第24回 中央卸売市場移転予定地における土壤汚染対策等に関する専門家会議
議事概要**

日時 : 令和5年2月22日(水) 15:30~16:15
場所 : 姫路市中央卸売市場 管理棟3階 大ホール (Web会議)
参加者 : 委員 : 平田健正(座長)、中島 誠、保高徹生、藤森一男、田原直樹
事務局 : 産業局中央卸売市場
関係局 : 産業局、環境局
地下水調査機関 : 国際航業 株式会社

本会議の議事概要は次のとおりである。

1. 第24回専門家会議の概要

今回(第24回)の専門家会議は、『総合的な安全対策』(別紙1)を実施するため、姫路市白浜町内の中央卸売市場移転予定地(以下「対象地」という。)における地下水位・ベンゼンの地下水濃度(湧水期)の調査結果を確認し、評価するとともに、新市場竣工後における具体的な安全対策を確認することを目的として開催した。

確認した内容は以下のとおりである(確認した内容の詳細については、第24回専門家会議配布資料を参照のこと)。

2. 資料1(中央卸売市場移転予定地における地下水調査業務委託)について

第19回専門家会議にて、新市場竣工後の水質モニタリング及び必要に応じた揚水対策等の具体的な内容については、対象地における新市場建設工事前及び工事中の地下水位・ベンゼンの地下水濃度の状況を把握し、その結果を見たうえで検討することとしている。

今回の専門家会議では、新市場建設工事完了後の湧水期の調査結果を確認し、評価した。

(1) 地下水位について

湧水期(12月22日)に、対象地内の観測井戸計18地点において、地下水位一斉測定を実施した。

- ① 地下水の流れは、大局的には北西から南東方向であり、これまで(土壤汚染対策実施前、新市場建設工事前及び新市場建設工事中)と同様であることを確認した。
- ② ベンゼンの地下水基準を超過した地点から、卸売場棟予定範囲へ向かう地下水の流れは確認されなかった。
- ③ 地表面が建物やアスファルト等で被覆されたことによる地下水位や流れ方向への影響は特に見られなかった。

(2) ベンゼンの地下水濃度について

湧水期(12月21日~22日)に、対象地内の観測井戸計18地点において、地下水試料を採取し、ベンゼンの地下水濃度の分析を行った(18検体)。

- ① 過年度の調査結果と同様に、豊水期と比較すると基準超過井戸数は増えていた。
- ② 土壤汚染対策後の4年間の調査結果からは、急激な濃度上昇の傾向は見受けらな

った。

- ③ 今年度の調査にて G5-5 の値は豊水期、渇水期ともに基準適合となっており、汚染濃度の低下が見られた。全体的には汚染分布が下流側に移っているようにも見受けられる。
- ④ J7-7 と J7-7s の 2 地点については、他の地点とは異なり、これまでと同様に比較的浅い部分に残るベンゼンの影響を受けた値となっている。
- ⑤ 第 17 回専門家会議において、土壌汚染対策が適切に実施され、基準超過土壌の浄化は完了したと判断しており、対象地におけるベンゼンは、現在、地下水中のみに残存している状況であると判断される。

(3) 地下水調査結果について (まとめ)

新市場建設工事前及び工事中の地下水位の調査結果からは、地下水の流れ方向について変化は見られなかった。また、ベンゼンの地下水濃度の調査結果からは、これまでと同様に地下水中にベンゼンが残っているものの、急激な濃度上昇の傾向は見られず、低減傾向の落ち着いた値となっている。

しかしながら、基準超過地点が残っていることから、その動向を確認するため、新市場竣工後の具体的な対応として、水質モニタリングを行うこととする。

3. 資料 2 (新市場竣工後の地下水調査 (案)) について

新市場竣工後の具体的な対応として行う水質モニタリングの項目・位置・頻度・期間について確認した。

(1) 調査項目、位置について

今年度の調査と同様に地下水位測定及び地下水汚染 (ベンゼン地下水濃度) の調査を実施することを確認した。

地下水位調査は今年度に調査を実施した観測井戸 18 地点にて調査することを確認した。

地下水汚染調査は今年度に調査を実施した観測井戸 18 地点のうち、これまでの全ての調査で定量下限値未満の値を示した 3 地点 (B13-6a、C6-2、C10-5a) を除く 15 地点にて調査することを確認した。

(2) 調査頻度、期間について

今年度の調査と同様に豊水期と渇水期に各 1 回の調査を 2 年間実施し、その結果を見たとうえで、今後の水質モニタリングについて判断することを確認した。

調査結果は専門家委員へ報告し、内容の確認を行った後に、姫路市ホームページに掲載する。

次回の専門家会議は、来年度の渇水期のモニタリング結果が出た後に開催する。ただし、それまでの間に専門家委員が必要と判断する時があれば会議を開催する。

以上